



平成 30 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 矢 崎 雄 一 郎
(コード番号： 2191)
問 合 せ 先 代表取締役副社長 COO 遊 佐 精 一
(電話：03-5937-2111)

第三者割当による新株式、行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に係る 払込完了に関するお知らせ

平成 30 年 6 月 13 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式、行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に関しまして、平成 30 年 6 月 29 日付で払込が完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株式の概要

(1) 払込期日	平成 30 年 6 月 29 日
(2) 発行新株数	普通株式 409,900 株
(3) 発行価額	1 株につき 488 円
(4) 資金調達額	200,031,200 円
(5) 資本組入額	1 株につき 244 円
(6) 資本組入額の総額	100,015,600 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全量を E-4B Investments Co., Ltd に割り当てます。
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出書の効力発生を条件とします。

2. 今回の増資による発行済株式総数及び資本金の額の推移

増資前発行済株式総数	16,995,156 株 (増資前資本金 2,084,048,139 円)
増資による増加株式数	409,900 株 (増加資本金 100,015,600 円)
増資後発行済株式総数	17,405,056 株 (増資後資本金 2,184,063,739 円)

※新株予約権については、行使前であるため加味しておりません。

3. 行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の概要

(1) 払込期日	平成 30 年 6 月 29 日
(2) 新株予約権の総数	30,000 個
(3) 発行価額	総額 9,300,000 円 (本新株予約権 1 個につき 310 円)

(4) 当該発行による潜在株式数	3,000,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は、318 円です。なお、本新株予約権の全部が下限行使価額で行使された場合においても、発行される株式数は 3,000,000 株です。
(5) 資金調達額	1,599,300,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 9,300,000 円 新株予約権行使分 1,590,000,000 円 すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。別記「行使価額及び行使価額の修正条件」欄により、行使価額が修正された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 530 円 下限行使価額 318 円 (当初行使価額の 60%相当額) 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前週の取引最終日の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社普通取引の終値 (以下「東証終値」といいます。) の 92%に相当する価額 (小数点第 3 位まで算出し、小数点第 3 位を繰り上げた価額) にそれぞれ修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額 (318 円) を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全量を E-4B Investments Co., Ltd に割り当てます。
(8) 本新株予約権の行使期間	平成 30 年 7 月 2 日から平成 32 年 7 月 1 日までとする。
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

なお、今般の新株式、行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成 30 年 6 月 13 日付の「第三者割当による新株式、行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び平成 30 年 6 月 19 日付の「(訂正) 第三者割当による新株式、行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上